

**平成 28 年度 第 1 回  
糸魚川市廃棄物減量等推進審議会 会議抄録**

1 日 時 平成 28 年 7 月 21 日(木) 13 時 30 分開会  
15 時 10 分閉会

2 場 所 糸魚川市役所 201.202 会議室

3 出席者 ・ 委員 17 名  
荒木委員、梅林委員、中山委員、福崎委員、筈屋委員、柳委員、  
山岸委員、廣川亘委員、中澤委員、廣川克一委員、石井委員、斉藤委員、  
島田委員、遠藤委員、廣川由紀子委員、渡辺委員、小掠委員  
< 欠席 > 大月委員、松木委員  
・ 岩崎市民部長  
・ 事務局【環境生活課】五十嵐課長、高野係長、木嶋主査、  
< 清掃センター > 大久保センター長、橋場主査

4 傍聴者 なし

5 次 第

- ( 1 ) 開 会 ( 進行 : 五十嵐環境生活課長 )
- ( 2 ) あいさつ ( 岩崎市民部長 )
- ( 3 ) 自己紹介 ( 委員および事務局、出席者全員 )
- ( 4 ) 正副会長の選出

正副会長の選出について諮ったところ、事務局一任との声があり、事務局にて案を提示し、会長に柳 音松委員、副会長に廣川 亘委員が選出され、異議なく承認された。

( 5 ) 報告事項

糸魚川市一般廃棄物処理基本計画 ( ごみ処理基本計画 ) 中間見直しについて  
資料 3 に基づき説明し、その後委員から質疑・意見をいただいた。

< 主な質疑・意見 >

委 員 ) 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の平成 31 年度の目標値が 584 g という  
ことだが、前回の資料では、まだ低かったと思うが、前回の審議会では、  
当初の目標まで減量ができないと言っていたのに、新潟県の削減率が示さ  
れたということで、この削減率に準拠し計算されたものだと思うが、もう  
そこまで追隨していく必要があるのか。国県がもっと減量しましょうとい

うが、市は減量ができないから、ごみを出すときにお金を取れば、ごみを出さなくなるだろうという発想で、ごみ有料化の答申が出た訳だが、糸魚川市は、お金で釣るのではなくて、気持ち（マインド）でもっと減らすようにがんばるから、しばらく、お金で釣るようなことはしないで、がんばっていただきましょうということだったが、どんどん目標が上げられて、達成できないような目標が掲げられると心が折れてしまうというか、どこかで居直るか、それとも何か別のことを考えないと良くないのではないかと思う。基本的には、国が示した数値に合うようにということで、糸魚川市も減量するという答申を出した。ところが、前の目標も達成できそうもないのに、また、目標を高くすると絵に描いたもちを追いかけているみたいであり、そこを居直って、前回の審議会での目標をどうやったら達成できるかのほうが良いような気がする。

事務局)平成22年度に策定したごみ処理基本計画での家庭系ごみの排出量の目標は、550g、平成26年度の実績で622gであり、あと5年でそこまでは難しいだろうということで、現実的なところ、過去5年間で、減少した最大値の0.6%を毎年減らしていくということで目標値を602gとして前回の審議会で、諮らせていただき、この方向でお話をさせていただいた。

その後新潟県の目標数値が公表され、庁内的に再度検討させていただいた。新しいごみ焼却施設を平成32年4月までに建設するという計画があるなかで、県の目標に比較して、ある程度の努力をしていく必要があるとの判断から、中間見直しとして、当初の目標値の550gは到底無理だが、県の目標値くらいはがんばって掲げて取り組んでいくとうことで、最終的に584gへ変更させていただいた。減量対策として取組を行っているが、なかなか目に見えて減っていないのが現状であり、有料化については、市議会でも様々な意見があり、数年以内に実施というような状況ではなく、前とは変わらない状況であるが、国と比べれば県の目標は低い、そこに向かって努力して行く姿勢は降ろしてはいけないということで、このような数値を設定させていただいた。

委員)資料4の(1)のごみ処理量の推移で、平成27年度で家庭系ごみの622gとあるがこれが限界なのかどうか、今の家庭系ごみの584gが目標値として妥当な数字なのかどうかお聞かせ願いたい。

事務局)資料5の1ページ目のグラフについては、平成26年度までは実績値で、

平成 27 年度以降は、ごみの発生量を推計したものである。焼却施設の能力を決めるための推計であり、基本的にごみの発生状況が今と同じ状況でどうなるか、ただし、人口は減少することとして、ごみの総量の予想をグラフ化したものである。平成 32 年の 4 月に新しいごみ焼却施設が稼働予定ということで、ごみの発生状況は現状のまま維持し、人口減少を加味すると、平成 32 年度の 1 年間の推計値が 12,201 t となる。この数字には、現在の燃やせるごみのほか、一部、分別区分が変更となるものも含まれおり、この数字を基に 1 日にあたりの処理能力が、どの程度必要となるか算定するためにごみの推計を行ったものである。ごみ処理基本計画については、人口減少の部分についてはどちらも同じ推計値を使用しているが、ごみ処理基本計画の 1 人 1 日あたりのごみの量については、いろいろな施策を行いながらごみを減らし、最終的に資源物等を除く家庭系ごみを 584 g にしたいという、あくまでも目標値である。

委員) 実際のところは、622 g くらいが限界なのか。資料 3 の 14 ページで、ほかの市町村がどれだけのごみを出しているのかという資料があるが、事業系のごみは、市町村によって工場の立地などいろいろな状況が違うし、人口 1 人 1 日あたりのごみ総排出量についても家庭系と事業系を合わせたものであり比較できない。今、ここで議論しているのは、この表の一番左側の人口 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量を減らそうということで、糸魚川市は当初 550 g、平成 26 年度の一般廃棄物処理事業実態調査の結果によると 624 g、資料の新たな目標値の表を見ると 622 g、今回は 584 g の目標を掲げた。家庭系ごみの 1 人 1 日あたりの排出量については、各市町村によって、どれをごみとして扱うかという統計の取り方が決まっていないのではないかと。出雲崎町で 294 g というのと、糸魚川市の半分しか 1 人 1 日で家庭から出されていないというのは、ありえないことで、出雲崎町は 1 人 1 日のごみの量を計算するときに、例えば、紙とか容器包装とかをごみとして数えないのではないかと。全県で同じ基準にしないと比べようがないが、どこもだいたい 500 g というのと相当厳しくて、糸魚川市とほぼ人口規模が同じくらいの五泉市、阿賀野市、見附市をみると、五泉市が 777 g なので糸魚川市はがんばっていると言えなくもない。この資料からも 584 g を達成するのはなかなか厳しい。理想としての 584 g は分かるが、県がこうしようと言っているのに、市はもっと緩くしますというのは、メンツの問題もあるし、

市の施策として、ほかの市町村ががんばっているのに糸魚川市はがんばりませんというのは、みっともないかもしれない。584 g は、単純計算でのものだろうが、現実問題とすれば、前の審議会で議論した 602 g を当面の目標として考えて、施策をもっていかないとなかなか厳しい。有料化すると本当にごみが減るかという補償はない。どこの市町村も有料化したその年は減ったが、2、3年するとリバウンドでまた増えたということもある。有料化を行っていない県内の市町村は、糸魚川市を含め3市くらいとなっているが、本当に有料化することで、ごみを減らすことに有効かどうか、有料化した他市町村の状況を含め、もう少し議論するなり、前の答申があるからそのとおりにやった方がいいというのは議論としては良くなく、目的は減らすことだから、減らす別の手段が何かを考える議論にする必要がある。自分では 610 g ぐらいがほぼ限界で、600 g を切る今回の目標は、夢物語に近いような気がする。すこしこだわるとは思うが、こういうふうにしたいという方針に高い目標を掲げるのは悪いことではないが、それならそれなりの強力な施策、アイテムがあって、減らせますよというものがないと、達成するには厳しく、次回やその次の審議会で、「少しも目標を達成できていない。行政は何をやっているんだ。」と言われるのが心配であり、ちょっと無理な目標ではないかという感想である。

事務局) 委員の意見についても重々承知しながら、前回、ご審議いただいた目標数値より厳しい数値とした。今の生活スタイルなどを変えないとごみの総量は、変わっていかない気がする。ここで言っているのは、家庭系ごみから資源ごみを除いた部分なので、資源ごみに回す部分を今より多くすれば、この部分の数値は減少していくので、現在も、市民の協力を得て分別を進めており、リサイクル率も 20 市の中では高い方となっている。展開調査などでは、まだまだ、特に資源となる紙が混ざっているということで、この部分を分別説明会などで周知していくことと、ごみの総量を減らすという点では、ごみの重量の大部分を占める生ごみについて、生ごみ処理機の設置に対する助成を数年間続けてきたが、ここ 1、2 年は、利用件数が減ってきており、この部分についても、もう少し普及に努めるといったことなどを取り組んでいきたい。584 g については、ハードルは高いと感じている。前回の審議会での目標数値の方が現実的かと思うが、目標に向かって今までの施策を整理しながら取組を進めていく。

委員) 生ごみ処理機で作った堆肥については、山間地の方は問題ないが、市街地の方は、生ごみ処理機で堆肥を作っても、使用できる場所などの制約があり、使う量が決まってくるので、普及が難しいと思う。例えば、生ごみ処理機で作った堆肥が使い切れなかった場合は、市がごみとしてではなく、堆肥として集めて、市で公園の整備などに利用したり、市民に無料配布したりするなど、市で堆肥の流通ルートを作るといったことを考えないとなかなか普及していかないと思うので、検討をお願いしたい。

事務局) 山間地では、生ごみ処理機で作られた堆肥は、そのまま畑などで使われているが、市街地では、堆肥として使われているほか、実際は、生ごみ処理機で乾燥し、燃やせるごみとして出している。市での堆肥利用ということでは、見附市では、ローズガーデンという場所で回収して市の公園事業に使っているという事例を聴いているので、検討してみたいと考えている。先ほどのごみ量の統計の取り方が違うのではないかという点については、資料 3 の 14 ページの表の左側の順位で、1 位出雲崎町、2 位長岡市、3 位上越市となっているが、重量の 4、5 割を占める生ごみを資源として回収しているのでこのような結果となっている。4 位見附市も一部生ごみを資源と回収し、堆肥化に利用している。ご意見のとおり表の数字をそのまま読み取る訳にはいかないが、現状の集計方法しかないので、このような表記となっており、県内市町村の状況を把握させてもらっている。

委員) 生ごみ以外にごみを資源として利用する方法はないのか、把握していれば紹介してほしい。紙を資源にということだが、色々書き込んであるものは、資源として出しにくいものであり、市の方で出し方というものがあれば教えてもらいたい。

事務局) 庭木の剪定枝などの木くずを資源として収集し、破碎してチップとして利用している自治体もある。1 人 1 日あたりのごみ総排出量が極端に低いケースについては、金物類、紙類の収集がなく資源回収として対応している自治体もある。紙資源については、個人情報があるものについては、出しにくいということがあり、シュレッダーごみも資源として回収しているが、収集日を増やすことができず、持込ごみの日に対応させてもらっている。市内の業者でシュレッダーを行うサービスを行っており、何かの機会でも PR していきたいと考えている。

糸魚川市のごみ処理状況等について

資料 4に基づき説明し、その後委員から質疑・意見をいただいた。

<主な質疑・意見>

委員) 資料 4の7ページの(2)で、事業系ごみの処理責任明確化とあるが、処理責任となると基本的には産業廃棄物は排出事業者であり、それ以外の一般のごみについては市町村であり、処理責任が明確になっているが、資料に記載の内容から「ごみの処理状況を明確化する」ことであって、表題が不適切ではないかと思うがどうか。

事務局) 事業者から出るごみは、事業系の一般廃棄物と産業廃棄物があるが、産業廃棄物となると産業廃棄物としての処理ルートとなる。本市の場合は、比較的、事業系一般廃棄物を家庭ごみの集積所へ出す過去からの経過があり、有料にはなるが、事業系一般廃棄物として自己処理をお願いするというこれまでの流れがある。こういったものも含め、処理責任の明確化と記載させてもらっている。

委員) 例えば、廃プラだと業種指定がないので事業系一般廃棄物としてありえない、紙だと業種指定があるため、一部の業種を除き事業系一般廃棄物になる。市で産業廃棄物の処理も少しは行っていると思うが、産業廃棄物の処理費用に比べ、事業系一般廃棄物の方が処理費用は安いと思う。展開調査では、資源となるものがないかの確認のほか、事業系一般廃棄物として持ってきたものに産業廃棄物が混ざっていないかを確認しているという理解でよいか。

事務局) 市の焼却施設を利用して、産業廃棄物を処理することは基本的には実施しておらず、事業系一般廃棄物として対応している。展開調査では、収集の都合上、多くの事業所を回り持ち込まれるため、どの事業所のごみかを特定できないため、産業廃棄物があるかどうかは確認しているが、業種指定のある産業廃棄物は混在してしまう可能性がある。持ち込まれたごみのなかに、紙などの資源になるものがないかも確認させていただき、リサイクルなどの取組ができないかお願いさせてもらっている。

委員) 資料 4の7ページのエコショップ認定店について、現在、登録店がないとの説明であったが、前回の審議会でも意見として述べたが、市内のスーパーではすでに白色トレイや容器包装などの回収を会社の取組として全店的に行っており、市の認定要件に合致するのだから応募してもらい、10年続ければ、表彰状が出るとか、割引料金で市の封筒の広告欄に掲載できる

など後押しをして、商工会議所の小売部会に任せるのではなく、3年前から制度を実施しているのに1件も登録がないというのは寂しいので、すでに実施している小売店に対し、売り込みもやってほしい。

事務局)すでに認定要件に合致している市内のスーパーなどについては、訪問してほしいと考えている。新潟県でも環境にやさしい買い物運動に取り組んでおり、市内にも協力店があり、認定要件も市の制度と同様なので、協力店を訪問してほしいをしていきたい。前回の審議会でも意見のあった認定店のメリットについては、ホームページのバナーや広報の広告欄への掲載料をエコショップとして認定された場合は、減免してもらえないか総務課と協議を行っている。

委員)糸魚川市は、びんの収集を3種類に分けており、市民に負担があると思う。上越市のびんの収集は、以前は分けていたが、今は、色などでは分けていない。混合した状態で再生処理事業者へ持って行くと、カレットにした後の利用が限られてくる。実際は、3種類に分けると保管場所を多く必要とするので、収集したものを保管場所で混ぜていないか。混ぜているのであれば、最初から分ける必要がないのではないか。疑問に思ったので確認したい。

事務局)現在、びんは、飲料用、化粧用のもので、茶色、透明、それ以外の3種類に分けて収集し、滋賀県の再生処理事業者において再資源化している。3種類として分けることで、処理費用を払わずに、原料として受け取ってもらっている状況となっている。分けずに混合とした場合は、処理費用が掛かってしまう可能性がある。現地も確認してきているが、それぞれの色のびんにリサイクルされており、3種類の分別については効果があると感じている。

委員)びんを混ぜて出すと処理費用が掛かるか、掛からないのか。びんは、再生処理事業者が取りに来るかと思うが、3種類に分けると車が3台来るか、コンテナを分けるかする必要はあるが、滋賀県まで持って行くととなると運搬費が高く掛かる気がする。上越市がやっていたのをやめたのだから、分けるのをやめても経費が変わらないのであれば、市民の負担が減るので、再生処理事業者と話をしてみる必要があるのではないか。

事務局)処理経費が掛かるかどうかは、回収したびんの状況によるものであり、例えば、蓋が取られていなければ、有料ということで聴いている。現在の当

市の回収状況で、ちょうど0円ということで、これを混合してしまえば有料になると考えている。びんの運搬については、市内の保管施設である程度ためた後、再生処理事業者が回収に来ると聴いているが、詳細については、混合した場合、有料になるかどうかと合わせて業者に確認させていただきたい。

次期ごみ処理施設の基本設計について

資料 5に基づき説明し、その後委員から質疑・意見をいただいた。

<主な質疑・意見>

委員) 資料 5の2ページの処理方式について、ストーカ式焼却方式ということであるが、資料では、 と溶融炉が出てきている。溶融炉については、検討会で検討したということの記載であって、今回の建設には、溶融炉は無いということで良いか。

事務局) 少し前だと、ストーカ炉に灰を溶融する溶融炉を付けたものが環境省推奨ということで行っていたことがあったが、今回、溶融炉は付けない。 から については、ストーカ式焼却方式とした理由を記載させていただいている。ごみ処理施設あり方検討委員会とごみ処理基本構想検討委員会のなかで、どの処理方式が糸魚川市に合うのかを議論したなかで、ストーカ式焼却方式、流動床式ガス化溶融方式、シャフト式ガス化溶融方式の3方式について比較検討を行い、最終的にストーカ式焼却方式を選定した主な理由を記載させてもらっている。

委員) 資料 5の3ページの残渣の処理計画について、焼却灰と飛灰の一部をセメント会社への記載があるが、飛灰については、検査を行い、重金属類が高く、セメントの原料として規格が合わないものは受け入れないといった協定を結ぶのか。

事務局) 現在、セメント原料化について、セメント会社と協議をしており、焼却灰については、概ね受け入れは可能という返事をいただいているが、飛灰については、今現在、塩分が多く非常に厳しいという返事をいただいている。現時点での飛灰の原料化は厳しいが、将来的に処理できないかということで、全量となると量が多くなることや、また、テストも含め一部ということで、記載させてもらっている。

委員) 資料 5の3ページの事業工程の生活環境影響調査が平成27年度から行われているようだが、現在、どの段階か。

事務局)平成 27 年 8 月に契約を行い、秋と冬の調査を平成 27 年度に実施した。平成 28 年度は、春と夏の調査終了後、影響予測と分析を行い、生活環境影響調査書を作成し、関係者に縦覧を行い、意見を徴する流れとなる。

#### ( 6 ) その他

事務局)先ほどのびんの収集から再生処理事業者への運搬方法について、確認ができたので報告する。びんは 3 種類に分別し、市内の収集運搬業者により収集運搬され、市内の保管施設に集められる。その後、びんの再生処理事業者が自社の車で、色ごとに回収していくとのことである。

なお、びんが 3 色に分別されていない場合の経費については、今後、確認し、方向性を検討していきたいと考えている。

事務局)次回の審議会の開催時期について、この審議会は年に 1 回程度の開催ということで計画している。状況の変化がなければ、来年度の早々ということで計画している。具体的な時期については、正副会長と相談し決定させていただきたい。

#### ( 7 ) 閉会

廣川副会長あいさつ

5 報告事項、( 2 )系魚川市のごみ処理状況等についての質疑における、びんを 3 種類に分別せず、混合した状態で再生処理事業者に引き渡した場合は、処理経費が掛かるかどうかについて、会議終了後、確認を行った。

びんが混合された状態では、処理経費は発生するとのことであり、今後、経費の詳細について確認を行い、方向性を検討していきたい。